路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	北九州市八幡西区陣原四丁目一〇〇二番三地内	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所
十号	延岡市塩浜町四丁目一六八八番五から同市塩浜町四丁目一七一三番二四まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
〃	都城市高城町石山字溝添三六四八番一から同市高城町石山字上池渕四二二番まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
三十四号	嬉野市嬉野町大字下宿字七郎森丙六七番四から同市嬉野町大字下宿字烏帽子下丙九七番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
二百五号	佐世保市南風崎町一三六番四から同市長畑町八四二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十八号及び二百三十七号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富良野市字山部二三四九番九から同市字山部三三〇九番五まで	前	二二・〇〇～三〇・〇〇メートル	二五・〇〇～三七・九六キロメートル
	後	二二・〇〇～三〇・〇〇メートル	二五・〇〇～三七・九六キロメートル
富良野市字山部二三八八番二五から同市字山部三五二五番まで	前	二一・八九～二五・九九メートル	二一・〇四二～三一・九五キロメートル
	後	二一・八九～二五・九九メートル	二一・〇四二～三一・九五キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　四十四号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道厚岸郡浜中町茶内橋北西八番地内	前	二三・九五～二四・五六メートル	〇・〇九三キロメートル
	後	二三・九五～二七・二〇メートル	〇・〇九三キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十八号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道宗谷郡猿払村浅茅野三七九二番一から同村浅茅野三七九一番一まで	前	二五・〇〇～六三・〇〇メートル	〇・二〇〇キロメートル
	後	一三・〇〇～五八・〇〇メートル	〇・二〇〇キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

四　(一)　路線名　三百三十三号
　　(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町旧白滝四〇六番一から同町旧白滝三八一番一まで	前	二七・〇八～四一・七七メートル	〇・一三六キロメートル
	後	二六・九四～二八・三七メートル	〇・一三六キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

五　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三百三十四号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道網走郡大空町東藻琴三九五番四地内	前	二四・九七～二七・七一メートル	〇・〇〇一キロメートル
	後	二四・九七～二五・八七メートル	〇・〇〇一キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

六　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三百三十六号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内	前	二四・〇〇～三九・八〇メートル	〇・〇〇九二キロメートル
	後	二四・〇〇～四六・二〇メートル	〇・〇〇九二キロメートル
北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内	前	二八・八〇～七四・〇〇メートル	〇・一九九キロメートル
	後	二八・八〇～一一三・六〇メートル	〇・一九九キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

七　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　四百五十三号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道有珠郡壮瞥町字昭和新山五七番地先から伊達市上長和町四八一番三まで	前	一〇・一四～二〇・八九メートル	二・二〇二キロメートル
	後	一五・四四～二二・二〇メートル	二・二〇二キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号及び二百三十三号	旭川市神居町神居古潭七四六番から同市神居町神居古潭七三九番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○北海道開発局告示第五十一号

尾白利加川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局石狩川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己